改正後

（保全統括官）

第一条　北海道地方環境事務所に一人、東北地方環境事務所に二人、関東地方環境事務所に四人、中部地方環境事務所に一人、中国四国地方環境事務所に一人及び九州地方環境事務所に一人の保全統括官を置く。

2　（略）

（首席調整官及び調整官）

第一条の二　福島地方環境事務所に首席調整官一人及び調整官六人を置く。

2・3　（略）

（地方環境事務所に置く課等）

第二条　地方環境事務所に、次に掲げる課を置く。

総務課（福島地方環境事務所を除く。）
庶務課（福島地方環境事務所に限る。）
企画課（福島地方環境事務所に限る。）
経理課（福島地方環境事務所に限る。）
廃棄物・リサイクル対策課（北海道地方環境事務所及び福島地方環境事務所を除く。）
環境対策課（福島地方環境事務所を除く。）
放射能汚染対策課（関東地方環境事務所に限る。）
除染対策第一課（福島地方環境事務所に限る。）
除染対策第二課（福島地方環境事務所に限る。）
放射能汚染廃棄物対策第一課（福島地方環境事務所に限る。）
放射能汚染廃棄物対策第二課（福島地方環境事務所に限る。）
減容化施設整備課（福島地方環境事務所に限る。）
除染等推進第一課（福島地方環境事務所に限る。）
除染等推進第二課（福島地方環境事務所に限る。）
除染等推進第三課（福島地方環境事務所に限る。）
除染等推進第四課（福島地方環境事務所に限る。）
調査設計課（福島地方環境事務所に限る。）
工務課（福島地方環境事務所に限る。）
輸送課（福島地方環境事務所に限る。）
管理課（福島地方環境事務所に限る。）
用地総括課（福島地方環境事務所に限る。）
用地審査課（福島地方環境事務所に限る。）
用地補償第一課（福島地方環境事務所に限る。）
用地補償第二課（福島地方環境事務所に限る。）
中間貯蔵施設整備推進課（福島地方環境事務所に限る。）
国立公園課（福島地方環境事務所を除く。）
野生生物課（福島地方環境事務所を除く。）
自然環境整備課（福島地方環境事務所を除く。）

改正前

（保全統括官）

第一条　北海道地方環境事務所に一人、東北地方環境事務所に三人、関東地方環境事務所に四人、中部地方環境事務所に一人、中国四国地方環境事務所に一人及び九州地方環境事務所に一人の保全統括官を置く。

2　（略）

（首席調整官及び調整官）

第一条の二　東北地方環境事務所に首席調整官一人及び調整官六人を置く。

2・3　（略）

（地方環境事務所に置く課等）

第二条　地方環境事務所に、次に掲げる課を置く。

総務課
庶務課（東北地方環境事務所に限る。）
企画課（東北地方環境事務所に限る。）
経理課（東北地方環境事務所に限る。）
廃棄物・リサイクル対策課（北海道地方環境事務所を除く。）
環境対策課
放射能汚染対策課（関東地方環境事務所に限る。）
除染対策第一課（東北地方環境事務所に限る。）
除染対策第二課（東北地方環境事務所に限る。）
放射能汚染廃棄物対策第一課（東北地方環境事務所に限る。）
放射能汚染廃棄物対策第二課（東北地方環境事務所に限る。）
減容化施設整備課（東北地方環境事務所に限る。）
除染等推進第一課（東北地方環境事務所に限る。）
除染等推進第二課（東北地方環境事務所に限る。）
除染等推進第三課（東北地方環境事務所に限る。）
除染等推進第四課（東北地方環境事務所に限る。）
調査設計課（東北地方環境事務所に限る。）
工務課（東北地方環境事務所に限る。）
輸送課（東北地方環境事務所に限る。）
管理課（東北地方環境事務所に限る。）
用地総括課（東北地方環境事務所に限る。）
用地審査課（東北地方環境事務所に限る。）
用地補償第一課（東北地方環境事務所に限る。）
用地補償第二課（東北地方環境事務所に限る。）
中間貯蔵施設整備推進課（東北地方環境事務所に限る。）
国立公園課
野生生物課
自然環境整備課